



平成24年9月14日

各 位

会 社 名 沖 電 気 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 川崎秀一  
コード番号 6703 東証・大証第1部  
問 合 せ 先 I R 室 長 野 村 重 夫  
電 話 番 号 03-3501-3836

**当社株式の東京証券取引所における監理銘柄（確認中）指定解除ならびに  
公表措置および改善報告書の徴求に関するお知らせ**

当社株式は平成24年8月8日付で監理銘柄（確認中）に指定されておりましたが、本日、当社が平成25年3月期第1四半期報告書を関東財務局に提出したことを受け、東京証券取引所（以下、「東証」）から平成24年9月15日付で監理銘柄（確認中）の指定を解除する旨の通知がありました。

併せて、下記事由にて有価証券上場規程第508条第1項の規定に基づき、公表措置が行われ、同規程第502条第1項に基づき、改善報告書の提出を求められましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、東証からの当該措置に対し、真摯に対応していく所存です。

**記**

当社は平成24年9月11日付適時開示「当社海外連結子会社の不適切な会計処理に関する調査結果等について」にて、当社海外連結子会社の不適切な会計処理等による当社連結業績に与える訂正概要および過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書等を提出ならびに過年度の決算短信等を訂正する予定である旨を開示いたしました。

この中で、当社海外連結子会社の前社長の主導により、売上債権の過大計上（回収不能債権の隠蔽）や債務の未計上などによる不適切な会計処理を行っていたことが判明いたしました。

これは、有価証券上場規程第412条第1項に違反し、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要する程度の違反と認められることから、有価証券上場規程第508条第1項に基づき、公表措置が行われたものです。

また、これは当社の子会社に対する管理体制および内部統制の不備等に起因したものであり、開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、有価証券上場規程第502条第1項に基づき、その経緯および改善措置を記載した改善報告書の提出が求められたものです。

以 上